

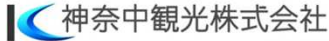
2025年度 運輸安全マネジメントに対する取り組みについて

【安全宣言】

当社では、「**輸送の安全の確保が事業経営の根幹である。**」と深く認識し、安全対策や安全輸送の確保に最善を尽くしてまいります。

神奈中グループは、安全に対する問題意識を常に抱きながら業務を遂行し、お客様の「かけがえのない時間」と「ゆたかなくらし」の実現に貢献します。

【安全方針】



運輸安全マネジメント 安全方針

「輸送の安全の確保は我々の誇り、
事業経営の根幹である。」
「法令、規則を守り、職務を遂行する。」
「全従業員一人ひとりが役割と責任を
果たし、安全を追求する。」

代表取締役 小林 昭司

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

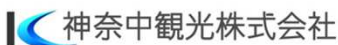
- (1) 代表取締役および常勤取締役は、輸送の安全の確保が当社の事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。
- (2) 代表取締役および常勤取締役は、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、全従業員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
- (3) 当社は、輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善を確実に実施し、安全対策を不断に見直し、全従業員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表いたします。

2. 輸送の安全に関する目標および達成状況

(1) 2024年度の輸送の安全に関する目標の達成状況は以下のとおりです。

目標	達成状況
後退時の事故「ゼロ」	9件 (前年度比+4件)
オーバーハングによる事故「ゼロ」	1件 (前年度比▲1件)
健康起因による事故「ゼロ」	【達成】 0件 (前年度比±0件)

(2) 2025年度の輸送の安全に関する目標は以下のとおりです。



神奈中観光株式会社

2025年度
運輸安全マネジメント安全方針に基づく目標

後退時の事故「ゼロ」
オーバーハングによる事故「ゼロ」
健康起因による事故「ゼロ」

3. 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 運輸安全マネジメントおよびリスクマネジメント研修を実施し、輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底いたします。また、関係法令および安全管理規程に定められた事項を遵守いたします。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出および投資、人員配置等を積極的かつ効率的に行うよう努めます。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じます。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内においてヒヤリ・ハット情報の共有や安全方針等を掲示板等に掲載し、必要な情報を速やかに伝達し、共有いたします。
- (5) 輸送の安全に関する教育および訓練に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施いたします。

4. 輸送の安全に関する計画

(1) 乗務員教育

- ①「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」に基づき、乗務員年間教育計画を策定し、必要な指導教育を実施いたします。
- ②ドライブレコーダーおよびデジタルコグラフの記録を活用し、事故防止や環境保全に関する教育を実施いたします。
- ③運転士に対して計画的に適性診断を受診させ、診断結果を活用した運転適性や運転特性に関する効果的な指導を実施いたします。
- ④運転士に対して冬山研修や危険箇所等への実地訓練等を実施し、運転技術の向上に努めます。
- ⑤事故や大規模災害の発生時に迅速かつ適切な行動がとれるように、定期的に訓練を実施いたします。
- ⑥乗務員に対して救命講習を定期的に受講させ、AEDの使用方法等の習得に努めます。

(2) 運行管理者等教育

- ①運行管理者、補助者および整備管理者に対して法令で定められた研修を計画的に受講させます。
- ②運行管理者および補助者に対して運輸安全マネジメントに関するセミナー等を受講させ、制度のガイドラインやリスク管理等について更に理解を深めてまいります。
- ③本社管理職等に対して輸送の安全に関する講習等を受講させ、旅客自動車運送事業者として必要な知識を取得に努めます。
- ④選任された運行管理者および補助者の他、本社事務職にも定期的に運行管理者一般講習等を受講させ、法令遵守の徹底に努めます。

(3) 健康管理等

- ①運転士に対して睡眠時無呼吸症候群（SAS）のスクリーニング検査を実施し、必要に応じて精密検査を受検させ、要治療者に対しては追跡調査を行い、治療状況の把握に努めます。
- ②運転士に対して脳MRI・MRA、心肺CT等の脳・心肺精密検査および眼底検査を実施し、健康起因による事故防止に努めます。
- ③営業所に血圧計を設置し、必要な運転士に対して測定結果を運行管理者へ報告させ、健康状態の把握に努めます。
- ④従業員に対して、定期的に薬物検査を実施し、麻薬、覚せい剤等の違法薬物に対する使用禁止の徹底を図ります。

(4) 飲酒運転防止

- ①対面点呼においてアルコール検知器による検査を確実にを行い、宿泊先等遠隔地における点呼では、測定値等が営業所へ転送される高性能モバイル型アルコール検知器を用いた検査を行い、飲酒運転防止を徹底いたします。
- ②乗務前日の飲酒厳禁を徹底し、飲酒事案の撲滅に努めます。
- ③四半期教育等において飲酒運転防止に関する指導教育を行い、飲酒運転防止に対する意識の高揚を図ります。

(5) 内部監査

①計画

- ・本社管理部門 年1回実施いたします。
- ・営業所 年1回実施いたします。

②監査項目

- ・関係法令や安全管理規程等への適合性
- ・重点施策等の実施状況および有効性
- ・各種委員会議事録等の作成および維持
- ・前年度の指摘事項に対する改善状況等

③監査実施者

- ・神奈川中央交通株式会社 監査室
- ・当社総務部

(6) 安全運動

下記の安全運動を中心に、輸送の安全の確保に対する意識の高揚を図ります。

- ①春の全国交通安全運動 (4月上旬)
- ②ゴールデンウィークにおける事故防止運動 (4月下旬～5月上旬)
- ③夏の交通事故防止運動 (7月中旬)
- ④秋の全国交通安全運動 (9月下旬)
- ⑤年末年始の輸送等に関する安全総点検 (12月上旬～1月上旬)

(7) 各委員会の開催(年2回開催)

①事故防止対策委員会

交通事故撲滅のため、代表取締役を中心に常勤取締役、総務部長、営業所長、運行管理者および乗務員から選任された委員等により、運転事故に関する調査研究を行い、事故の再発防止および類似事故の未然防止に努めます。

②車両故障防止対策委員会

車両故障撲滅のため、代表取締役を中心に常勤取締役、総務部長、営業所長、運行管理者、整備管理者、乗務員から選任された委員等により、車両故障に関する調査研究を行い、車両故障の再発防止および類似事案の未然防止に努めます。

③飲酒運転防止対策委員会

飲酒運転撲滅のため、代表取締役を中心に、常勤取締役、総務部長、営業所長、運行管理者および乗務員から選任された委員等により、飲酒運転防止に関する対策を協議し、飲酒運転の未然防止に努めます。

※各委員会について必要がある場合には随時開催いたします。

5. 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統

組織図 【別紙1】

緊急連絡図 【別紙2】

6. 安全統括管理者

取締役総務部長 伊藤 直也

7. 安全管理規程

安全管理規程 【別紙3】

8. 輸送の安全に関する実績および予算

輸送の安全に関する2024年度実績および2025年度予算は、以下のとおりです。

(単位：千円)

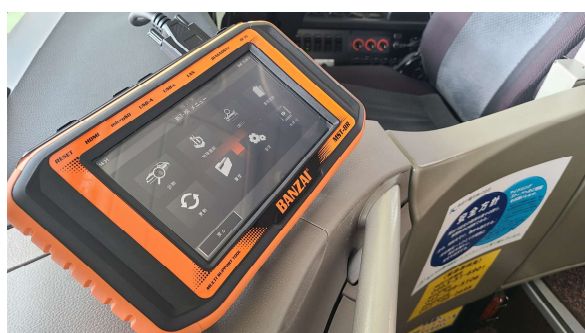
項目	2024年度実績	2025年度予算
新型車両導入に関する費用	291,900	387,000
ドライブレコーダー導入等に関する費用	11,100	450
デジタルタコグラフ導入等に関する費用	0	19,500
運転士の健康管理に関する費用	3,374	4,108
アルコール検知器等の保守等に関する費用	568	606
教育・訓練に関する費用	1,015	1,459
運転適性診断に関する費用	48	102
無事故表彰に関する費用	930	1,000
貸切バス事業者安全性評価認定制度	0	180
その他車両安全設備等に関わる費用	2,196	1,623
合 計	311,132	416,028



新型車両



教育



車両安全設備



モバイル型アルコール検知器



無事故表彰



貸切バス事業者安全性評価認定

9. 2024年度における輸送の安全に関する取り組みの結果

(1) 営業所従業員に対する月次教育

実施月	教育内容
4月	1. 事業用自動車を運転する場合の心構え 2. 運行管理規程について 3. 春の全国交通安全運動の実施について 4. ゴールデンウィークにおける特別事故防止運動の実施について 5. 2024年度運輸安全マネジメントにおける安全方針および安全方針に基づく目標について 6. ガイド教育（身だしなみについて） 7. コンプライアンスについて（薬物乱用の防止について）
5月	1. 事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項 2. 事故統計について 3. 環境保全に関わる教育 4. ガイド教育（旅客自動車運送事業運輸規則について）
6月	1. 事業用自動車の構造上の特性 2. ドライブレコーダーの記録を活用したヒヤリ・ハット等の自社内での共有 3. 台風等異常気象時における事故防止について 4. 健康管理について 5. ガイド教育（シートベルト着用案内の徹底およびDVD・リーフレットの活用）
7月	1. 乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項 2. 環境保全の観点からの点検・整備に関すること及びグリーン経営のためのエコドライブの基礎知識について 3. 夏の交通事故防止運動の実施について 4. 夏季の輸送安全総点検の実施について 5. 健康管理について 6. ガイド教育（予備勤務日について） 7. コンプライアンスについて（職場におけるさまざまなハラスメントについて）
8月	1. 旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項 2. 運輸安全マネジメントにおける輸送の安全に係る情報の公表について 3. 事業を取り巻く社会情勢について 4. ガイド教育（観光バスガイドの職務・心構えについて）
9月	1. 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法 2. 非常信号用具、非常口及び消火器の取扱い 3. ドライブレコーダーの記録を活用したヒヤリ・ハット等の自社内での共有 4. 秋の全国交通安全運動の実施について 5. ガイド教育（宿泊業務における遵守事項について）
10月	1. 健康管理の重要性について 2. 運行管理規程（事故に対する応急措置等）について 3. 高速道路催眠現象について 4. 環境保全に関わる教育 5. ガイド教育（車両後退時におけるバック誘導について） 6. コンプライアンスについて（個人情報情報の漏洩について）

実施月	教育内容
11月	1. 運転者の運転適性に応じた安全運転 2. ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転 3. 飲酒運転防止および宿泊先における飲酒の厳禁について 4. 健康管理等について 5. ガイド教育（下車誘導・保安業務について）
12月	1. 運行経路における道路及び交通の状況把握の必要性について 2. ドライブレコーダーの記録を活用したヒヤリ・ハット等の自社内での共有 3. 降雪等異常気象時における事故防止について 4. 年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施について 5. 飲酒運転根絶強化月間および年末の交通安全防止運動の実施について 6. ガイド教育（冬場の安全確認の徹底について）
1月	1. 安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法 2. 運行中断の場合の取扱い及び事故による死傷者に関する処置について 3. 環境保全の観点からの点検・整備及びグリーン経営のためのエコドライブの基礎知識について 4. ガイド教育（備用品の確認について、荷物の確認について） 5. コンプライアンスについて（コンプライアンスについて）
2月	1. 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法 2. バス運転者の労働時間等の改善基準告示のポイントについて 3. 交替運転者の配置基準について 4. 労働基準法について 5. ガイド教育（事故防止の心得）
3月	1. 貸切バスの安全性の向上に向けた対策のための制度改正について 2. スマートフォン及び無線機の取り扱いについて 3. ドライブレコーダーの記録を活用したヒヤリ・ハット等の自社内での共有 4. 事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策について 5. 健康手帳の活用について 6. バスジャックに対する備え 7. ガイド教育（ガイド業務について）



月次教育（神奈川営業所）



月次教育（東京営業所）

(2) 初任運転者に対して行う「安全運転の実技指導」について

【車種区分】 大型バス

【添乗者指導歴】 A指導運転士 (運転士歴29年・指導歴3年2か月)

B指導運転士 (運転士歴28年・指導歴3年2か月)

【初任運転者教育】対象者 1名 (安全運転の実技 109時間29分)

教育日	運転時間	実施ルート	高速道路走行	指導運転士
5月 7日	2時間17分	神奈川(営)～森の里・宮ヶ瀬～発地	なし	B
5月 8日	1時間29分	神奈川(営)～愛川町・宮ヶ瀬～発地	なし	B
5月 9日	2時間16分	神奈川(営)～宮ヶ瀬～発地	なし	B
5月10日	2時間53分	神奈川(営)～小田原～発地	なし	B
5月12日	5時間54分	神奈川(営)～山梨～発地	なし	B
5月14日	2時間15分	神奈川(営)～箱根～発地	なし	B
5月16日	1時間17分	神奈川(営)～箱根～発地	あり	B
5月18日	4時間42分	神奈川(営)～鎌倉～発地	なし	B
5月19日	4時間00分	神奈川(営)～横浜～発地	あり	B
5月20日	3時間48分	神奈川(営)～町田～発地	あり	B
5月23日	3時間05分	神奈川(営)～町田～発地	なし	B
5月24日	6時間04分	神奈川(営)～三浦～発地	なし	B
5月25日	5時間35分	神奈川(営)～多摩～発地	なし	B
5月26日	5時間01分	神奈川(営)～東京23区～発地	あり	B
5月28日	4時間39分	神奈川(営)～箱根～発地	なし	B
6月 3日	4時間39分	神奈川(営)～箱根～発地	なし	B
6月 4日	4時間45分	神奈川(営)～箱根・熱海～発地	なし	B
6月 5日	4時間23分	神奈川(営)～箱根～発地	なし	B
6月 6日	5時間05分	神奈川(営)～伊豆～発地	あり	B
6月 8日	6時間36分	神奈川(営)～八ヶ岳～発地	あり	B
6月 9日	5時間14分	神奈川(営)～横浜～発地	あり	B
6月10日	2時間58分	神奈川(営)～箱根～発地	あり	A
6月11日	2時間43分	神奈川(営)～横浜～発地	あり	A
6月15日	5時間30分	神奈川(営)～横浜～発地	あり	B
6月16日	3時間58分	神奈川(営)～横浜～発地	あり	B
6月17日	3時間16分	神奈川(営)～横浜～発地	あり	A
6月18日	5時間07分	神奈川(営)～箱根・横浜～発地	あり	A

【指導内容】

○道幅の広い国道での走行訓練

指差呼称等安全確認方法、車体感覚、クラッチ操作、アクセル・ブレーキ操作、右左折方法、二輪車等の追い越し方法、二輪車等のすり抜けに対する注意

○狭隘路の走行訓練

交進交差時の組み立て方法、安全な各種ブレーキ操作、カーブへの進入方法及び車体感覚、観光地における駐車方法、アクセル・クラッチ操作

○高速道路走行訓練

適切な車間距離および安全速度の遵守、梯団走行を想定した走行訓練、ETCゲート通過時の安全確認、合流地点走行時の注意事項、サービスエリア等での駐車方法



初任運転者教育（座学）



初任運転者教育（実技）

（3）立会い点呼

代表取締役、常勤取締役および本社管理職による営業所における早朝立会い点呼を実施し、適正な点呼方法等について指導いたしました。

実施月	神奈川営業所	東京営業所
4月	8回	9回
5月		
6月		
7月		2回
8月		
9月	7回	9回
10月		
11月		
12月	8回	8回
1月	3回	4回
2月		
3月		



早朝立会い点呼



早朝立会い点呼

(4) 輸送の安全に関する外部講師によるセミナー等への参加

主催	セミナー	日付	受講者
国土交通省	・ 運輸事業の安全に関するシンポジウム	11月19日	代表取締役
	・ プロドライバーの飲酒運転防止、健康管理・労務管理の向上による事故防止に関するセミナー	2月17日	安全管理課長
関東運輸局	・ 貸切バス事業者を対象とした事業者講習会	5月28日 6月11日	神奈川営業所長 東京営業所長
	・ 内部監査セミナー	8月 1日	安全管理課長
	・ リスク感受性セミナー	7月25日	安全管理課事務員
NASVA	・ ガイドラインセミナー	5月13日	神奈川営業所事務掛 東京営業所事務掛
	・ リスク管理セミナー	5月14日	神奈川営業所副所長 東京営業所副所長
	・ 内部監査セミナー	1月24日	安全管理課事務員
	・ 安全マネジメントセミナー	10月23日	代表取締役
その他	・ 小田急電鉄安全シンポジウム ・ SOMPリスクマネジメント講師による講義 // ・ サポートエキスプレス講師による事故防止教育	10月16日 1月15日 1月22日 3月 5日 3月24日	安全管理課長 営業所事務・整備職 営業所事務・整備職 事務職・整備職 事務職・整備職

(5) 輸送の安全に関する委員会の開催

事故の再発防止等、輸送の安全確保に関する各委員会を開催いたしました。

開催日	内容
4月4日	事故防止対策委員会、車両故障防止対策委員会、飲酒運転防止対策委員会
10月7日	事故防止対策委員会、車両故障防止対策委員会、飲酒運転防止対策委員会



外部講師によるセミナー



冬山研修

(6) その他輸送の安全に関する教育・研修等

実施月	実施内容
4月	- 令和6年春の全国交通安全運動 - ゴールデンウィークにおける特別事故防止運動の実施について - 関東運輸局による街頭監査の実施について
5月	- 新人運転士実技研修（日光：いろは坂） - 前方不注意による追突事故防止の徹底について
6月	- 新人運転士実技研修（箱根） - 新人運転士実技研修（箱根・横浜） - 安全最優先の徹底について
7月	- 社内無事故表彰 - 夏の交通事故防止運動の実施 - 出勤時における酒気残存について - 新人運転士実技研修（日光：いろは坂） - 宿泊先での酒気残存について
8月	夏季の輸送安全総点検
9月	- 神奈中グループ大規模地震対応訓練 - 令和6年秋の全国交通安全運動 - 新人運転士実技研修（箱根） - 新人運転士実技研修（箱根・横浜）
12月	- 令和6年度年末年始の輸送等に関する安全総点検 - 安全運転の徹底について - 安全統括管理者による2020年度以降に事故惹起した運転士に対する教育 - 安全統括管理者による入社3年未満の運転士に対する教育 - 新人運転士オートマ車研修（熱海） - 安全統括管理者によるガイドに対する教育 - 衝突被害軽減ブレーキの体験教育
1月	- 冬山研修（志賀高原） - SASスクリーニング検査結果に基づく教育 - 安全統括管理者による運行管理者及び整備士に対する教育 - 安全統括管理者による運転士に対する教育 - 衝突被害軽減ブレーキの体験教育 - 新人運転士オートマ車研修（熱海）
2月	- 異常気象時における安全運転の徹底について - 小田急グループ安全統括管理者会議
3月	- 安全統括管理者による運転士に対する教育 - 衝突被害軽減ブレーキの体験教育 - 普通救命講習



オートマ車研修



救命講習

(7) 貸切バス事業者安全性評価認定制度における「三ツ星」認定

2023年12月15日に開催された貸切バス事業者安全性評価認定委員会において、三ツ星の認定を受けております。

今後も社員一丸となり、輸送の安全の確保に対して真剣に取り組み、安全・安心・快適・楽しさを感じてもらえる貸切バス事業者を目指してまいります。



10. 輸送の安全に関する内部監査の結果ならびにそれを踏まえた措置

運輸安全マネジメントの一層の推進を図るため、代表取締役のコミットメントとリーダーシップの下に安全統括管理者が中心となり、更なる輸送の安全性向上のため安全管理体制の継続的な改善および不断の取り組みを継続し、また、営業所における運行管理および労務管理の法令遵守状況、事故防止対策の徹底について継続的に指導を実施いたします。

(1) 本社管理部門に対する内部監査

- ①実施日 2024年9月4日(水)
- ②実施者 神奈川中央交通株式会社 監査室
- ③対象者 代表取締役、取締役総務部長(安全統括管理者)、安全管理課長

(2) 営業所に対する内部監査

- ①実施日 2025年2月12日(水) 神奈川営業所
2025年2月13日(木) 東京営業所
- ②実施者 安全管理課長
- ③対象者 所長、副所長



内部監査(神奈川営業所)



内部監査(東京営業所)

11. 事故に関する統計

2024年度、自動車事故報告規則第2条各号の規定に該当し、国土交通省に報告した件数は8件でした。内訳は以下のとおりです。

項目	2024年度	2023年度	備考
事故	0件	0件	自動車事故報告規則第2条に規定する事故
車両故障	8件	12件	自動車事故報告規則第2条に規定する車両故障

12. 行政処分の公表

行政処分はございません。

13. 事業用自動車の運転者、運行管理者および整備管理者に係る情報（2025年3月31日現在）

（1）運転者に係る情報

雇用形態別（人）	正規雇用	正規雇用以外	合計	
	66	3	69	
社会保険等 加入者数（人）	健康保険	厚生年金保険	労災保険	雇用保険
	69	69	69	69
平均勤続年数（年）	15			

（2）運行管理者および整備管理者に係る情報

（単位：人）

	運行管理者	運行管理補助者	整備管理者	整備管理補助者
運行管理者および 整備管理者の人数	10	6	2	13
うち他業務（運転者 等）の兼任者数	0	2	0	13

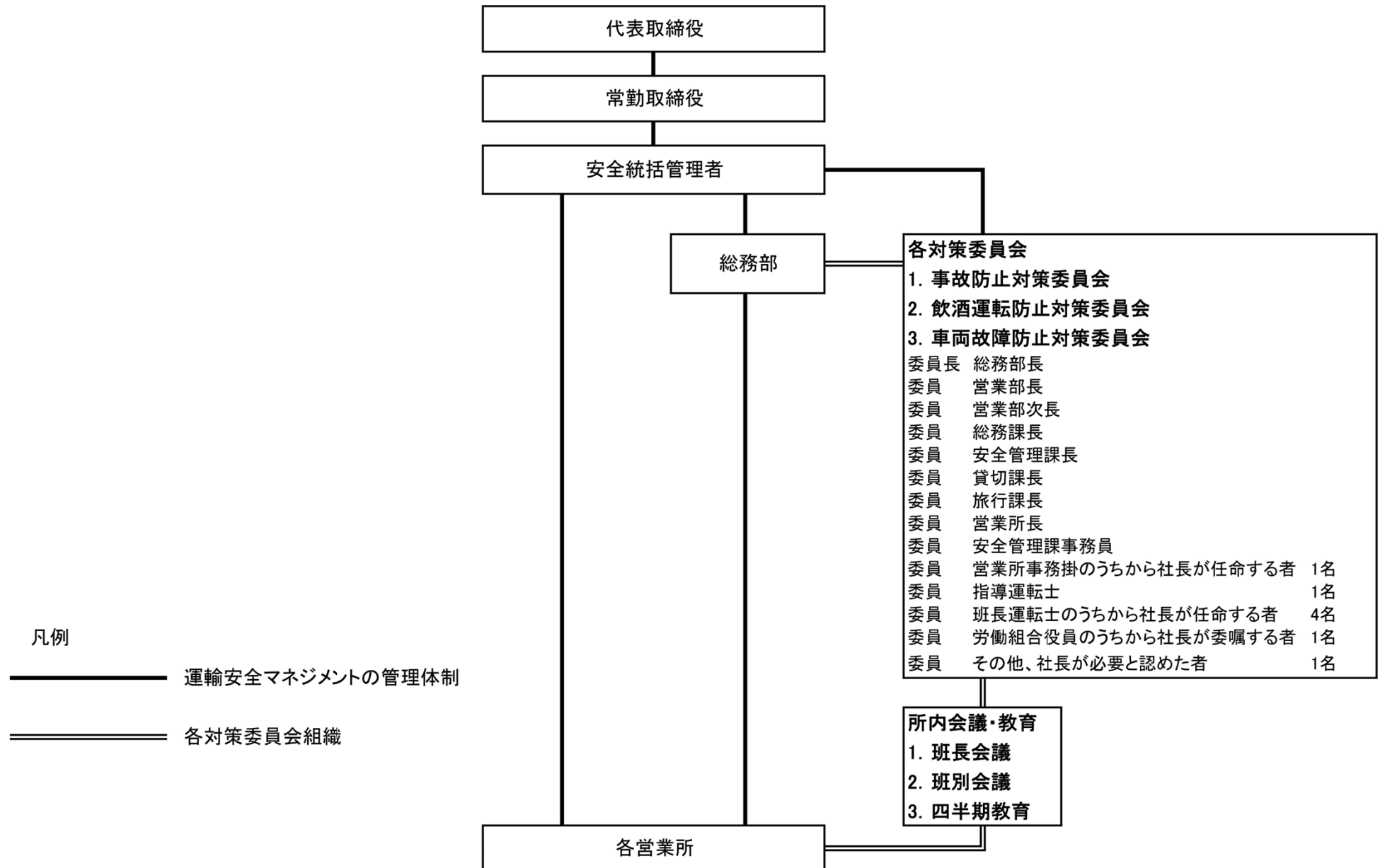
14. 事業用自動車に係る情報（2025年3月31日現在）

	車両数（台）	年式		平均車齢（年）
		最古	最新	
大型	74	2013年	2025年	5
中型	1	—	2010年	14
小型	0	—	—	—

	搭載車両台数（台）			主な運行の態様
	ドライブレコーダー	デジタル式運行記録計	ASV	
大型	74	74	74	観光輸送（昼間）
中型	1	1	0	観光輸送（昼間）
小型	—	—	—	—

任意保険の加入状況	
対人保険	無制限
対物保険	無制限

安全管理体制組織図

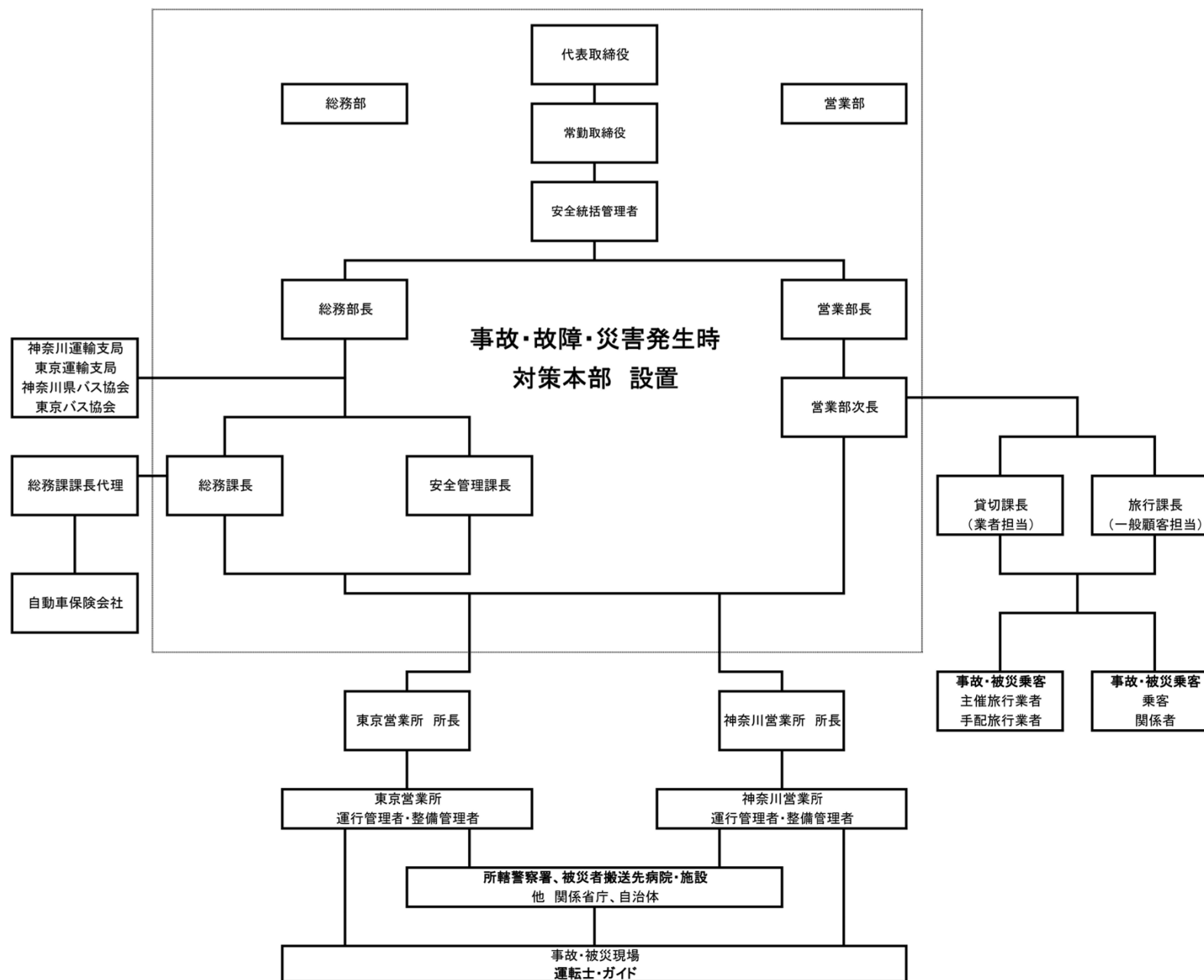


事故・故障・災害発生時緊急連絡図

神奈中観光株式会社

別紙2

速報・報告時、直属の上司に連絡が取れない場合はその上席の役職者へ報告すること



安全管理規程

(目的)

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第22条の2第2項の規定に基づき、神奈中観光株式会社（以下「当社」という。）の輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当社の旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

(代表取締役等の責務)

- 第3条 代表取締役は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
- 2 代表取締役および常勤取締役は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
 - 3 代表取締役および常勤取締役は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
 - 4 代表取締役および常勤取締役は、輸送の安全を確保するための業務の実施および管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(輸送の安全に関する基本的な方針)

- 第4条 代表取締役および常勤取締役は、輸送の安全の確保が当社の事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。
- 2 代表取締役および常勤取締役は、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、全従業員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
 - 3 当社は、輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善を確実に実施し、安全対策を不断に見直し、全従業員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

- 第5条 当社は、前条に基づき、次に掲げる各号の事項を重点施策として実施する。
- (1) 運輸安全マネジメントおよびリスクマネジメント研修を実施し、輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底すること。また、関係法令および安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
 - (2) 輸送の安全に関する費用支出および投資、人員配置等を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
 - (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること。
 - (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内においてヒヤリ・ハット情報の共有や安全方針等を掲示板等に掲載し、必要な情報を速やかに伝達し、共有すること。
 - (5) 輸送の安全に関する教育および訓練に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標の設定および計画の策定)

- 第6条 前条に掲げる重点施策について、輸送の安全に関する目標（以下「目標」という。）を策定する。
- 2 前項に掲げる目標を達成するため、必要な輸送の安全に関する計画（以下「計画」という。）を策定する。

(社内組織)

- 第7条 代表取締役は、次の各号に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任のある体制を構築し、輸送の安全を確保するために企業統治を適確に行う。
- (1) 安全統括管理者
 - (2) 運行管理者
 - (3) 整備管理者
 - (4) その他必要な責任者
- 2 総務部長は、安全統括管理者を補佐し、輸送の安全の確保に関する各会議を開催し、営業所長を統括して指導監督を行う。
- 3 営業所長は、所内各会議を開催し、輸送の安全の確保に関し営業所内を統括し、所内の運行管理者、整備管理者等の従業員の指導監督を行う。
- 4 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統については、別紙1の「安全管理体制組織図」および別紙2の「緊急連絡図」による。

(安全統括管理者の選任および解任)

- 第8条 代表取締役は、取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。
- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、安全統括管理者を解任する。
- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - (2) 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

- 第9条 安全統括管理者は、次の各号に掲げる責務を有する。
- (1) 関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底するために全従業員に対して必要な教育又は訓練を行うこと。
 - (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施および管理の体制を確立、維持すること。
 - (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標および計画を誠実に実施すること。
 - (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、全従業員に対し周知を図ること。
 - (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて随時、内部監査を行い、代表取締役および常勤取締役に報告すること。
 - (6) 代表取締役および常勤取締役に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。

(7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者および整備管理者を統括管理すること。

(8) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第10条 安全統括管理者は、輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

- 2 計画の実施状況については、四半期毎に事務所内に掲示するとともに、点呼等により全従業員に対し周知を図る。

(輸送の安全に関する情報の共有および伝達)

第11条 代表取締役および常勤取締役は、現業従業員との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。

- 2 現業従業員等が輸送の安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じることができるようにする。なお、率先して情報を伝達したものに対しては、自己の不利益になるような情報であってもマイナス評価は行わない。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第12条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は、別紙2の「緊急連絡図」に定めるところによる。

- 2 事故災害等に関する報告が安全統括管理者、代表取締役および常勤取締役又は社内の必要な部課等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した際の対応が円滑に進むように必要な指導等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、同規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育および訓練)

第13条 第6条第1項の目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育および訓練に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第14条 安全統括管理者は、自らを又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、代表取締役および常勤取締役に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

- 第15条 代表取締役は、安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。
- 2 代表取締役は、悪質な法令違反等による重大事故が起きた場合には、安全対策全般を見直し、現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

- 第16条 代表取締役は、次に掲げる各号について毎年度公表する。
- (1) 輸送の安全に関する基本的な方針
 - (2) 輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況
 - (3) 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計
 - (4) 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統
 - (5) 輸送の安全に関する重点施策
 - (6) 輸送の安全に関する計画
 - (7) 輸送の安全に関する予算・実績額
 - (8) 安全統括管理者
 - (9) 安全管理規程
 - (10) 輸送の安全に関する教育および訓練の計画
 - (11) 輸送の安全に関する内部監査結果およびそれを踏まえた措置内容
- 2 事故発生後における再発防止対策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

- 第17条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的および適時適切に見直しを行う。
- 2 輸送の安全に関する事業運営の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、代表取締役および常勤取締役に報告した是正措置又は予防措置を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報の記録および保存の方法については、別に定める。

付 則

本規程は、平成19年3月1日より施行し、平成18年10月1日から適用する。

付 則

本規程は、平成25年10月1日より施行する。

付 則

本規程は、平成29年6月29日より施行する。

付 則

本規程は、平成30年10月5日より施行する。

付 則

本規程は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

付 則

本規程は、令和 7 年 7 月 4 日より施行する。